

駐車場を設置するときは

～ 駐車場法等に基づく路外駐車場の届出について ～

駐車場の設置にあたっては、駐車場法等に基づく構造基準への適合や、市長への届出が必要となる場合があります。（変更する場合も同様）

設置する駐車場は、一般公共の用に供するもの※であり、自動車（自動二輪車も含む）の駐車スペースの合計面積が500㎡以上ですか？

※一般公共の用に供するもの
…不特定多数が利用できるもの
（月極、従業員用駐車場など
専用的に使われるものは除く）

はい

いいえ

駐車料金を徴収しますか？

届出は不要です

はい

いいえ

都市交通担当にご相談ください
設置場所は都市計画区域内ですか？

届出は不要ですが、駐車場法施行令に定められた**構造基準に適合**させる必要があります。

はい

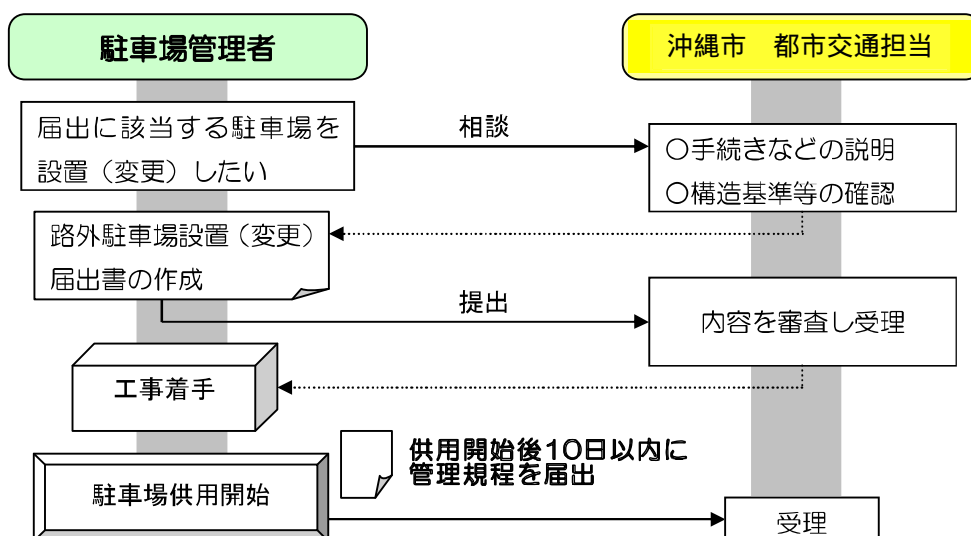
いいえ

- バリアフリー新法第12条に基づき、特定路外駐車場※の設置届出を行う必要があります。
- 駐車場法施行令及びバリアフリー新法に定められた**構造基準に適合**させる必要があります。

- 駐車場法第12条に基づき、**工事着手前**に、路外駐車場設置届出を行う必要があります。
- バリアフリー新法第12条に基づき、特定路外駐車場※の設置届出を行う必要があります。
- 駐車場法施行令及びバリアフリー新法に定められた**構造基準に適合**させる必要があります。
- 駐車場法第13条に基づき、**供用開始後10日以内**に管理規定の届出を行なう必要があります。

【※特定路外駐車場】道路の付属物や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場

◆駐車場法に基づく届出の必要な路外駐車場を設置するときの手続きの流れ



※ 沖縄県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合させる必要があります。
※ 自動二輪車駐車場についても、設置検討して頂くをお願いします。